

【別紙】

【介護給付費過誤申立事由コード一覧表】

過誤申立事由コードは前2桁と後ろ2桁を合わせた4桁で設定します。
 ◎前2桁(様式番号)・・・取り下げを行いたい請求明細書の様式番号を表します。
 ◎後ろ2桁(申立理由番号)・・・過誤申立の理由を表します。

・様式番号(前2桁)

介護給付(要介護者)		明細書様式
様式番号		
10	訪問介護	二
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	通所介護	
	通所リハビリテーション	
	福祉用具貸与	
	居宅療養管理指導	
	夜間対応型訪問介護	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	
	小規模多機能型居宅介護(短期利用)	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	
	地域密着型通所介護(平成28年4月サービス分から)	
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)		
21	短期入所生活介護	三
22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	四
23	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	五
30	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	六
32	特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	六の三
	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	
34	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	六の五
36	特定施設入居者生活介護(短期利用)	六の七
	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	
40	居宅介護支援(計画費)	七
50	介護福祉施設サービス	八
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
60	介護保険施設サービス	九
61	介護医療院	九の二
70	介護療養施設サービス	十

介護予防給付(要支援者)		明細書様式
様式番号		
11	介護予防訪問介護	二の二
	介護予防訪問入浴介護	
	介護予防訪問看護	
	介護予防訪問リハビリテーション	
	介護予防通所介護	
	介護予防通所リハビリテーション	
	介護予防福祉用具貸与	
	介護予防居宅療養管理指導	
	介護予防認知症対応型通所介護	
	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)		
24	介護予防短期入所生活介護	三の二
25	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	四の二
26	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	五の二
31	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	六の二
33	介護予防特定施設入居者生活介護	六の四
35	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	六の六
41	介護予防支援(計画費)	七の二

・申立理由番号(後ろ2桁)

申立理由番号	申立理由
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
02	請求誤りによる実績取り下げ
09	時効による保険者申立の取り下げ
11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)
21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
29	時効による公費負担者申立の取り下げ
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取り下げ
43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取り下げ
44	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取り下げ
45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取り下げ
46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取り下げ
47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取り下げ
49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4A	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4B	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4C	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4D	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)
4E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取り下げ(同月)

申立理由番号	申立理由
52	適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取り下げ
53	適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取り下げ
54	適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取り下げ
55	適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取り下げ
56	適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取り下げ
57	適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取り下げ
59	適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
5A	適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
5B	適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
5C	適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
5D	適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
5E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取り下げ(同月)
62	不正請求による実績取り下げ
69	不正請求による実績取り下げ(同月)
90	その他の事由による台帳過誤
99	その他の事由による実績の取り下げ

「大量過誤申立及び東京都、保険者の指導による過誤申立について」

◎大量の過誤申立及び東京都、保険者の指導に基づき過誤申立を行う場合は、事前に介護保険課給付係まで連絡をお願いいたします。

◆お問い合わせ先
 葛飾区介護保険課管理係
 03-5654-8246(直通)
 03-3695-1111(代表)
 内線 2332-2353